



居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 運営規定

(事業目的)

第1条 要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等、及びその家族の希望等を勘案し、要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医師が、通院困難な利用者に対し、その居宅を訪問して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理、及び指導を行うこと、並びにケアプラン作成にあたり、居宅介護支援事業者等へ必要な情報を提供することにより、利用者の療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう計画的に行う。

- 2、自ら提供する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 3、指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供、並びに利用者やその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等について指導、助言等を行う。
- 4、指導の提供においては、利用者やその家族からの介護に関する相談に、親切丁寧に応ずるとともに、利用者やその家族に対して療養上必要な事項等について、理解しやすいよう指導または助言を行う。
- 5、指導の提供においては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合、または居宅介護支援事業者もしくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、提供等に必要な情報提供、または助言を行う。
- 6、指導内容等の要点を診療録に記載する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称	医療法人社団 秀林会 吉見病院
(2) 所 在 地	滑川市清水町3番25号
(3) 事業所番号	1610610469

(事業の内容)

第4条 医師による居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

(従事者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 従事者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：病院長（管理者は所属職員を指導監督し適切な指導等がおこなわれるよう総括）
- (2) 医師：常勤1名（内管理者と兼務1名）
- (3) 職務内容：訪問診療等による療養管理指導、及び居宅介護支援事業者等への情報提供

(営業日及び営業時間)

第6条 水曜日の午後1時30分から午後4時30分、金曜日の午後1時30分から午後2時30分

- (1) 上記の曜日が国民の祝日、8月14日～8月16日、12月30日～1月3日の場合は休診する。
- (2) 上記の曜日、時間で臨時休診する場合は、その都度連絡する。

(利用料及び対象地域等)

- 第7条 指導を実施した利用者については、介護保険報酬に応じた利用者負担金を徴収する。尚、法定代理受領分以外の場合は、介護保険報酬額の相当額を徴収する。
- 2、指導に係る交通費については、1 kmにつき22円(税込)を徴収する。尚、同時に実施した医療保険の訪問診療等により、利用者から交通費を徴収する場合もこの取扱いとするが、併せて徴収せず、いずれか一方により徴収する。生活保護世帯については各市町村が定める生活保護の交通費の取扱いに準ずる。
 - 3、対象となる市町村は滑川市、富山市東部、上市町北部とする。(別紙参照)

(苦情処理)

- 第8条 指導等に係る苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて市町村や国保連合会の窓口を紹介する。相談窓口を設置し、責任者を看護部長とし、苦情対応総括責任者は管理者とする。
- 第9条 当事業所の医師、及びその他の従業者は、社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所、他のサービス事業所、及び施設、市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行う。
- 2、当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者、または家族の秘密を保持する。
 - 3、従業者であった者に業務上知り得た利用者、または家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4、指導を求められた場合、止む得ない事情により指導の実施が困難な場合は、連携医療機関を紹介する等の必要な対応を行う。
 - 5、指導実施の際、万が一事故が生じた場合は状況に応じて、医師賠償責任保険等により対応し賠償する。
 - 6、その他、指導においては、「居宅サービスの人員・設備及び運営に関する基準」を遵守して取り扱う。
 - 7、この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は重要事項説明書にて別に定める。
 - 8、この規定は、令和6年6月1日から施行する。

以上